（無料）

木造住宅耐震診断申込書

――― 近く起こることが予想される南海トラフ地震に備えて ―――

申込み期間
随時先着順で受付けします

＊申込みをすることのできるのは、<u>平成１２年５月３１日以前</u>に建築（着工）された木造住宅です。

＊申込みは、お一人様につき１件でお願いします。

きらり 輝く
元気和歌山市

和 歌 山 市
耐震・空家対策課

（無料）木造住宅耐震診断について

この（無料）木造住宅耐震診断は、阪神・淡路大震災で多くの被害を受けた**平成１２年５月以前に建築**された木造住宅の耐震化の促進を図るために行うものです。

木造住宅の耐震診断方法には「わが家の耐震診断（簡易診断表）」といった簡易なものから、現地調査を綿密に行う「精密診断法」など様々な耐震診断方法がありますが、今回の診断は、効率的かつ効果的に診断していくために、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく**「一般診断法」**で行います。この診断方法を正確に行うためには、一定の知識と経験が必要となります。このため和歌山県では、耐震診断に対する知識等を有する者を「和歌山県木造住宅耐震診断士」として認定する制度を設けています。診断に関して事前連絡を行う際には、「和歌山県木造住宅耐震診断士」であることを告げ、現地においても必ず登録証の提示を行います。

診断の実施にあたっては、個人のプライバシーの保護に努めながら、耐震診断を行うために必要最低限度の範囲で聞き取り調査を行います。また、聞き取りや現地調査で知り得た個人の情報は耐震診断業務以外の目的で使用したり漏洩したりすることはありません。

和歌山市ではこの業務を「一般社団法人和歌山県建築士会」に委託して行います。

和歌山市　耐震・空家対策課（本庁舎８階）
ＴＥＬ（０７３）４３５－１０９１
ＦＡＸ（０７３）４３５－１２７７

診断の評価

地盤（地形）、基礎、上部構造に分けて評価することにより、どの部分に弱点があるのかを明確にし、今後の耐震補強にあたっての検討資料として役立ててもらうことになります。なお、上部構造につきましては、評点によりつぎのように判定します。

上部構造評点	判　定	今後の対策
1.0 以上	一応倒壊しない	定期的なメンテナンスが必要です
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある	耐震補強が必要です
0.7 未満	倒壊する可能性が高い	早急に耐震補強が必要です

この耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と判定された住宅を耐震改修する場合、和歌山市が設計費及び工事費の一部を補助する制度があります。

詳しくは、耐震・空家対策課までお問合わせください。

１．申込みの条件

この耐震診断を受けるには、次のすべての条件に該当する必要があります。
申込書の「チェックシート」によりご確認ください。一棟の住宅等に申込書は１部です。
重複して申込みするとすべて無効になることがあるので注意してください。

① **平成１２年５月３１日以前**に着工された専用住宅、兼用住宅（延べ面積の１/２を超える面積が居住の用に供されているもの）、長屋又は共同住宅（公営住宅を除く）であること**（※平成１２年６月１日以降に増築している場合は原則、対象になりません。申込物件についてこちらで建築計画概要書等を照合し建築年代や構造、増築等が判明した場合、申込みは無効になります。）**

② 木造（ハウスメーカーのツーバイフォー工法、プレハブ工法、丸太組工法等の特殊な工法は除く）であること
※増築等で、木造とＳ造の混構造となっている場合等は対象にならない場合があります。

③ 地上階数２階建て以下、延べ床面積４００㎡以下であること

④ 申込者が対象の住宅を所有、居住又は居住する予定であること。ただし、所有の場合は、対象住宅に居住又は居住予定者がいる場合に限る。
（注）一般社団法人　移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」に申込を行っている場合は、この限りではない。

⑤ 申込者が市税(固定資産税、市民税及び軽自動車税等)を完納していること

⑥ 対象住宅の所有者が申込者又はその同居の親族以外であるときは、その所有者の同意を得られていること（同意書が必要）

⑦ 対象住宅が借家、長屋又は共同住宅であるときは、居住する住戸ごとの代表者の同意を得られていること（全員の同意書が必要です。）

⑧ **現地調査の際、建物内部への立ち入りに危険が伴う恐れがあるなど、診断士が安全に診断することができないと判断した場合は、診断を中止する場合があります。**

⑨ **申請者又は対象建物が、過去に同事業による無料診断を受けていないこと。**

２．申込みの方法

次のすべての書類が必要です。添付の封筒に入れて**郵送**又は耐震・空家対策課まで**直接提出**して下さい。

① 和歌山市木造住宅耐震診断申込書（「(表)申込書」＋「(裏)チェックシート」）
② 付近見取図（案内図）
③ 診断同意書（「１申込みの条件」の⑥及び⑦の場合）

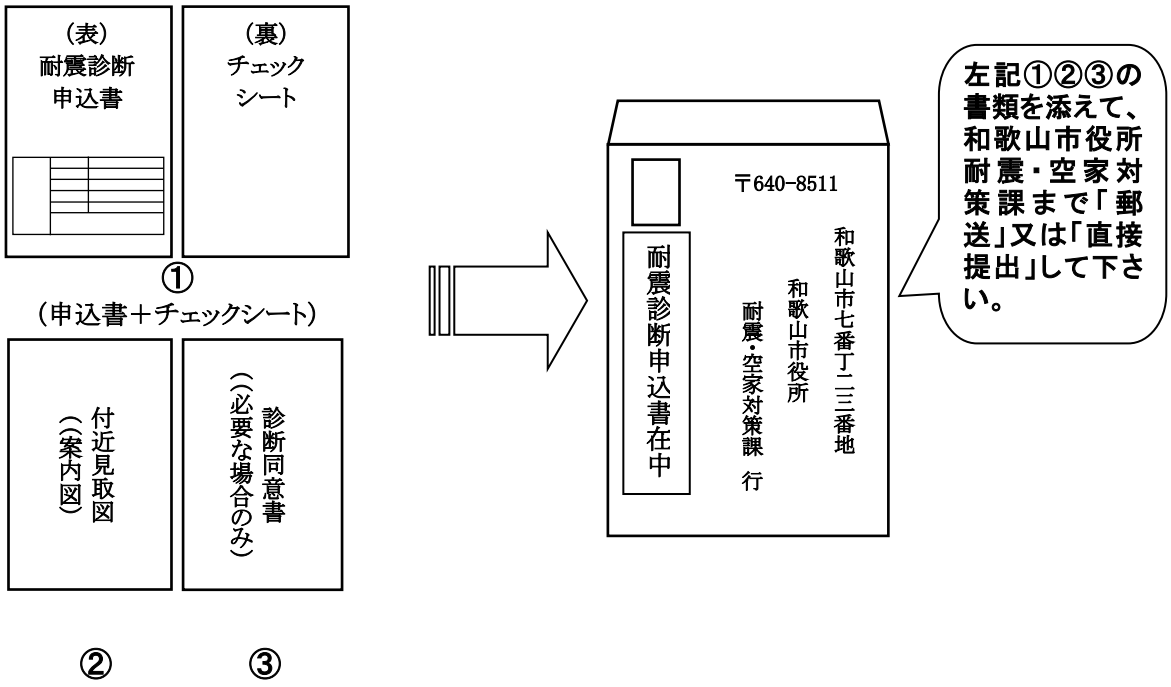

※耐震診断の受付は、毎月２５日に締切り、翌月に一括して一般社団法人和歌山県建築士会に診断依頼します。**ただし、２月・３月受付分は４月に一括して依頼**することになり、申込みの時期によっては、市からの耐震診断承諾通知がご自宅に届くまで、２ヵ月以上待っていただく場合がありますので注意してください。

別記様式第１号（第５条関係）

和歌山市木造住宅耐震診断申込書

年　　月　　日

（宛先）和歌山市長

申込者（〒　　－　　）
住　所
ふり　がな
氏　名
生年月日　　大・昭・平　　年　　月　　日
電話番号

耐震診断を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、申し込みにあたり、和歌山市木造住宅耐震診断事業実施要綱に定める要件を満たすものであることを確認するために課税状況を照合すること及び対象住宅を所有する者又は対象住宅に居住する者に耐震診断の結果を開示し、及び提供することに同意します。

きりとり線

建築物概要	所在地	和歌山市
	規模	□　平屋建て　　□　２階建て １階床面積　　㎡　２階床面積　　㎡ 延べ床面積　　㎡
	用途	□　専用住宅 □　兼用住宅（店舗・事務所・その他（　　）） （居住の用に供する以外の面積　　㎡） □　長屋　（住戸数　　戸） □　共同住宅（住戸数　　戸）
	建築年代	昭和・平成　　年　　月
診断の同意	**※申請者と建物所有者が異なる場合、下記いずれかの同意が必要です。** **ア.申請者が所有者又は所有者の同居親族でない場合は、所有者の同意が必要** 私が所有する和歌山市＿＿＿＿＿＿の建物について （申請者）＿＿＿＿＿＿が耐震診断を行うことに同意します。 （所有者）＿＿＿＿＿＿㊞ **イ.申請者が所有者で、借家・長屋・共同住宅で居住者が別にいる場合は、すべての居住世帯の同意が必要（複数いる場合は任意の同意書で提出）** 私が居住する和歌山市＿＿＿＿＿＿の建物について （申請者）＿＿＿＿＿＿が耐震診断を行うことに同意します。 （居住者）＿＿＿＿＿＿㊞	

チェックシート

該当するものに○及び☑をつけてください。

１．あなた（申込者）はその住宅に居住又は居住する予定ですか？
もしくはその住宅を所有していますか？
また、所有されている場合は対象住宅に居住又は居住予定者がいますか？

ア　**はい**　　イ　**いいえ**

２．診断する住宅は**平成１２年５月３１日以前に建築（着工）された**専用住宅、兼用住宅（延べ面積の過半の部分が居住の用に供されている物に限る。）、長屋又は共同住宅ですか？

ア　**はい**　　イ　**いいえ**

３．診断する住宅は２階建て以下、延べ面積４００㎡（１２０坪）以下ですか？

ア　**はい**　　イ　**いいえ**

４．診断する住宅は、対象の工法による木造住宅ですか？

ア　**はい**
□木造軸組工法（在来工法）
□木造枠組壁工法（ﾂｰﾊﾞｲﾌｫｰ工法）
※ハウスメーカーのツーバイフォー工法は対象になりません。

イ　**いいえ**
□プレハブ工法
□木造枠組壁工法（ﾊｳｽﾒｰｶｰのﾂｰﾊﾞｲﾌｫｰ工法）
□丸太組工法
□鉄筋コンクリート造又は鉄骨造等の混構造
□その他

５．あなたは現在までの市税（固定資産税、市民税、軽自動車税等）を完納していますか？

ア　**はい**　　イ　**いいえ**

６．診断する住宅の所有者はだれですか？

ア　□申込者本人または同居の親族　　イ　その他
□上記以外の所有者であるが診断することに同意書をもらった。
（診断同意書を同封してください）

７．賃貸住宅の所有者又は借家、長屋・共同住宅に住まわれている方にお尋ねします。
居住している住戸ごとの代表者の同意を得られましたか？（診断同意書を同封してください。）

ア　**はい**　　イ　**いいえ**

【アンケート】無料の木造耐震診断について何で知りましたか。

□和歌山市のホームページ　□市報わかやま　□県民の友　□自治会の回覧　□ラジオ
□ポスティングチラシ　□知り合いから　□その他（　　）

※注　すべて ㋐ に該当する方のみが対象となります。ひとつでも ㋑ がある場合、申込みできません。このチェックシートの記載に虚偽や誤りがあった場合は、診断を受けられないことがありますので御了承ください。

※注　こちらで建築計画概要書等を確認し、建築年代や建物の規模・構造等が診断の条件に合わない場合や、平成１２年６月以降に増築していることが判明した場合は、診断を受けることが出来ません。また、建物の傷みが激しい等、診断士が建物の中に入って安全に診断することができないと判断した場合は、診断を中止する場合があります。

付近見取図（案内図）（別紙で住宅地図等のコピーを添付していただいても結構です）

（方位を書き入れてください）

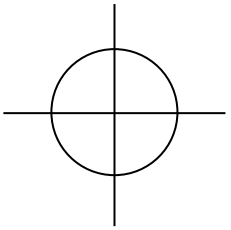

きりとり線

※耐震診断士が訪問するときに使用するので、目印になるものを明示してください。